別図第五号(第36条の2第1項第5号及び第6号関係)

1　406MHzを超え406.1MHz以下の周波数の電波を使用するもの(406.05MHzの周波数の電波を使用するものを除く。)

同期符号	通報形式の区分（注1）	識別表示の種類	自局の識別信号（注2）	誤り検定符号	通報

注1　短通報の場合は「0」、長通報の「1」であること。

注2　(1)　識別表示の種類を「1」としたときは、これに代わる識別表示を使用することができる。

(2)　引き続いて遭難の位置等を送信することができる。

2　406.05MHzの周波数の電波を使用するもの

装置の識別番号	国番号	機能の状態	自局の緯度及び経度	自局の識別信号	信号の種類	予備信号	付帯情報	誤り検定符号